



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
4月16日
第199号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

| | |
|--|---|
| 保安林予定森林の通知(森林保全課)..... | 1 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課)..... | 1 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課)..... | 2 |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症検査の実施(畜産課)..... | 2 |
| 鶏の家きんサルモネラ症検査の実施(畜産課)..... | 2 |

○ 公 告

| | |
|---------------------------------------|---|
| 令和3年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告(自然環境保全課)..... | 3 |
| 公共測量終了公告(監理課)..... | 7 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課)..... | 7 |

○ 農業農村振興事務所公告

| | |
|----------------------------------|----|
| 土地改良区役員退任および就任公告(湖東、湖北、高島)..... | 7 |
| 土地改良区定款変更認可公告(東近江、湖東、湖北、高島)..... | 10 |

告 示

滋賀県告示第299号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 栗東市観音寺字梅ノ尾95
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 事業所番号 | 廃止年月日 |
|--------|------------|----------|--------------------|---------------|------------|-----------|
| ハリータ | 東近江市中里町614 | NPO法人徳生会 | 神奈川県愛甲郡愛川町半原4137-1 | 就労継続支援B型 | 2510500644 | 令和2.12.31 |

滋賀県告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

| 名称 | 所在地 | 医療の種類 | 廃止年月日 |
|-----------|----------------|-------|----------|
| フタツカ薬局湖南店 | 湖南市菩提寺東三丁目6-20 | 薬局 | 令和3.3.31 |

滋賀県告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

| 名称 | 所在地 | 医療の種類 | 廃止年月日 |
|-----------|----------------|-------|----------|
| フタツカ薬局湖南店 | 湖南市菩提寺東三丁目6-20 | 薬局 | 令和3.3.31 |

滋賀県告示第303号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の検査を次のとおり実施する。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 実施の目的 アカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症
- 実施の対象となる家畜の種類および範囲 実施する区域で飼育されている牛(未越夏牛)であって、家畜保健衛生所長が指定する牛
- 検査の方法 臨床検査および血清学的検査(中和試験法)
- 実施の期日および実施する区域
 - 期日 令和3年5月1日から令和4年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - 区域 県内全域

滋賀県告示第304号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ症の検査を次のとおり実施する。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 実施の目的 家きんサルモネラ症予防のため
- 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 検査の方法 急速凝集反応法
- 実施の期日および実施する区域
 - 期日 令和3年5月1日から令和4年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - 区域 蒲生郡日野町

公 告

令和3年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく令和3年度狩猟免許試験および法第51条の規定に基づく令和3年度狩猟免許の更新を次のとおり行う。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 狩猟免許試験

(1) 受験資格 次のいずれにも該当すること。

- ア 県内に住所を有する者
- イ 法第40条各号の規定に該当しない者であること。

(2) 試験科目

- ア 第1次試験 知識試験および適性試験
- イ 第2次試験 技能試験

(3) 試験の内容

- ア 知識試験 択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
- イ 適性試験 視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

| 科 目 | 合 格 基 準 |
|---------|--|
| 視 力 | 1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。 |
| 聴 力 | 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。 |
| 運 動 能 力 | 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 |

ウ 技能試験 免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行う。

| 狩 猟 免 許 の 種 類 | 課 題 |
|---------------|--|
| 網 猟 免 許 | 1 銃器およびわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条第2号に掲げる網の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| わ な 猟 免 許 | 1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 施行規則第2条第3号に掲げるわなの1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真またははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第 1 種 銃 猟 免 許 | 1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下同じ。)について点検、分解および結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 |

| | |
|---------|---|
| | 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第2種銃猟免許 | 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |

(4) 免許試験の一部免除

ア 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするものは、知識試験のうち鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識試験を免除する。

イ 同一の回の狩猟免許試験において2以上の種類の狩猟免許を受けようとする者が、合格基準の高い狩猟免許の適性試験に合格した場合には、いずれの適性試験にも合格したものとみなす。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり3回実施する。

| | 試験科目 | 日時 | 場所 | 定員 | | |
|-----|------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 第1回 | 第1次試験 (知識試験および適性試験) | 令和3年5月30日(日) 10時から12時まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 70人 | | |
| | 第2次試験 (技能試験) | 令和3年5月30日(日) 13時から16時30分まで | | | | |
| 第2回 | 第1次試験 (知識試験および適性試験) | 令和3年8月27日(金) 10時から12時まで | | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 70人 | |
| | 第2次試験 (技能試験) | 令和3年8月27日(金) 13時から16時30分まで | | | | |
| 第3回 | 第1次試験 (知識試験および適性試験) | 令和3年12月5日(日) 10時から12時まで | | | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 70人 |
| | 第2次試験 (技能試験) | 令和3年12月5日(日) 13時から16時30分まで | | | | |

(6) 合格発表 第1次試験の合格者の発表は、第2次試験の開始前に受験番号を掲示することにより行う。第2次試験の合格者の発表は、第1回免許試験については6月下旬に、第2回免許試験については10月上旬に、第3回免許試験については1月中旬に、第2次試験受験者全員に通知して行う。

2 狩猟免許の更新

(1) 更新を受ける資格 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県内に住所を有する者

イ 現在受けている狩猟免許の有効期間が令和3年9月14日に満了する者または有効期間が異なる複数の狩猟免許を持ち、一方の狩猟免許の有効期間が令和3年9月14日に満了する者

(2) 内容

| | 講習 | 適性検査 |
|----|--|------------------------|
| 内容 | 1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い | 1 視力 2 聴力 3 運動能力 |

(3) 更新講習および適性検査の日時および場所

| | 日時 | 場所 | 定員 |
|-----|------------------------------|-------------------------------|-----|
| 第1回 | 令和3年7月5日(月) 10時30分から12時まで | 高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1 | 50人 |
| 第2回 | 令和3年7月5日(月) 14時から15時30分まで | 高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1 | 50人 |
| | 令和3年7月6日(火) | 甲賀市まちづくり活動センター「まるー | |

| | | | |
|------|-------------------------------|---|------|
| 第3回 | 10時30分から12時まで | む」 甲賀市水口町水口6009番地1 | 40人 |
| 第4回 | 令和3年7月6日(火) 14時から15時30分まで | 甲賀市まちづくり活動センター「まるー む」 甲賀市水口町水口6009番地1 | 40人 |
| 第5回 | 令和3年7月15日(木) 10時30分から12時まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 40人 |
| 第6回 | 令和3年7月15日(木) 14時から15時30分まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 40人 |
| 第7回 | 令和3年7月16日(金) 10時30分から12時まで | 長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36 | 60人 |
| 第8回 | 令和3年7月16日(金) 14時から15時30分まで | 長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36 | 60人 |
| 第9回 | 令和3年7月19日(月) 13時30分から15時まで | 滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号 | 120人 |
| 第10回 | 令和3年7月20日(火) 10時30分から12時まで | 愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 30人 |
| 第11回 | 令和3年7月20日(火) 14時から15時30分まで | 愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 30人 |
| 第12回 | 令和3年8月4日(水) 10時30分から12時まで | 甲賀市まちづくり活動センター「まるー む」 甲賀市水口町水口6009番地1 | 40人 |
| 第13回 | 令和3年8月4日(水) 14時から15時30分まで | 甲賀市まちづくり活動センター「まるー む」 甲賀市水口町水口6009番地1 | 40人 |
| 第14回 | 令和3年8月6日(金) 10時30分から12時まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 40人 |
| 第15回 | 令和3年8月6日(金) 14時から15時30分まで | 東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1 | 40人 |
| 第16回 | 令和3年8月10日(火) 13時30分から15時まで | 滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号 | 120人 |
| 第17回 | 令和3年8月23日(月) 10時30分から12時まで | 長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36 | 60人 |
| 第18回 | 令和3年8月23日(月) 14時から15時30分まで | 長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36 | 60人 |
| 第19回 | 令和3年8月24日(火) 10時30分から12時まで | 愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 30人 |
| 第20回 | 令和3年8月24日(火) 14時から15時30分まで | 愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1 | 30人 |
| 第21回 | 令和3年9月4日(土) 13時30分から15時まで | 滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号 | 120人 |

注 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、4の問合せ先に申し出ること。

3 申請の手続

(i) 申請方法 所定の狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、写真(申請前6か月以

内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 1枚および狩猟免許手数料または狩猟免許更新手数料に係る滋賀県収入証紙を貼付し、原則として申請者の住所地を所管する森林整備事務所に提出すること。

(2) 添付すべき書類

ア 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写し

イ 法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通(申請前3か月以内に発行されたもの。銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者を除く。)

(3) 受付期間

| | | |
|-----------------|---|--|
| 狩猟免許試験 | 第1回 | 令和3年4月15日(木)から同年4月30日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで |
| | 第2回 | 令和3年7月8日(木)から同年7月21日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで |
| | 第3回 | 令和3年10月15日(金)から同年10月28日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで |
| 狩猟免許更新講習および適性検査 | 第1回 | 令和3年6月14日(月)から同月25日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで |
| | 第2回 | |
| | 第3回 | |
| | 第4回 | |
| | 第5回 | |
| | 第6回 | |
| | 第7回 | |
| | 第8回 | |
| | 第9回 | |
| | 第10回 | |
| | 第11回 | 令和3年7月8日(木)から同月21日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで |
| 第12回 | | |
| 第13回 | | |
| 第14回 | | |
| 第15回 | | |
| 第16回 | | |
| 第17回 | | |
| 第18回 | | |
| 第19回 | | |
| 第20回 | 令和3年8月17日(火)から同月27日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで | |
| 第21回 | | |

注 定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがある。

(4) 狩猟免許手数料および狩猟免許更新手数料

ア イおよびウを除く新規受験者 5,200円

イ 法第49条第1号に掲げる者(現在受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者) 3,900円

ウ 法第51条第1項に規定する者(狩猟免許の更新を受けようとする者) 2,900円

(5) 狩猟免許の返納 狩猟免許の有効期間が令和3年9月14日に満了する狩猟免許について、次のいずれかにより返納すること。

ア 狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。

イ 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。

ウ 失効後、速やかに、4の森林整備事務所に返納する。

4 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習および適性検査に関する問合せ先

| | |
|-------------------|---------|
| 機 関 名 (かっこ内は所管地域) | 電 話 番 号 |
|-------------------|---------|

| | |
|--|--------------|
| 滋賀県西部・南部森林整備事務所(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市) | 077-527-0655 |
| 滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所(高島市) | 0740-22-6033 |
| 滋賀県甲賀森林整備事務所(甲賀市、湖南市) | 0748-63-6116 |
| 滋賀県中部森林整備事務所(彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町) | 0748-22-7718 |
| 滋賀県湖北森林整備事務所(長浜市、米原市) | 0749-65-6616 |

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長 森本 和寛から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 作業の種類 公共測量 数値撮影(デジタル)地上画素寸法7.8cm
数値図化 地図情報レベル500(道路台帳附図)1.04km²
移動計測車両によるレーザ計測(MMS)13.06km
- 作業の地域 大津市栗林、月輪、一里山、草津市大路、草津、東草津、矢倉、東矢倉、野路、南笠東、栗東市伊勢落、林、高野、六地藏、大橋、手原、上鉤、下鉤、坊袋、小柿、湖南市石部北
- 作業の終了日 令和3年3月12日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年4月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|---------------------------------------|---------------------------|------------------------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 蒲生郡日野町北脇1 株式会社キムラテック 代表取締役 木村善彦 | 蒲生郡日野町大字北脇字カミ山1番243の一部外2筆 | 7,468.13m ² | 令和3.4.9 | 6558 |

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、彦根市南部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 近 藤 篤

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|--------------|
| 理 事 | 田 中 彖 次 郎 | 彦根市八坂町1461番地 |
| 〃 | 近 藤 清 和 | 同 所1526番地 |
| 〃 | 疋 田 正 明 | 同 市須越町707番地 |
| 〃 | 疋 田 進 | 同 所711番地 |
| 〃 | 西 村 隆 | 同 市開出今町251番地 |
| 〃 | 尾 本 博 | 同 所245番地 |
| 〃 | 内 崎 善 弘 | 同 市甘呂町919番地 |
| 〃 | 辻 重 内 | 同 所1035番地 |

| | | |
|------|---------------|------------------|
| 〃 | 中 篤 孝 雄 | 同 市日夏町928番地 |
| 〃 | 寺 村 義 伸 | 同 所2036番地 |
| 〃 | 古 川 与 志 継 | 同 所3097番地 |
| 〃 | 古 川 利 博 | 同 所3645番地の3 |
| 〃 | 森 安 正 | 同 市清崎町743番地の4 |
| 〃 | 西 川 勇 | 同 市賀田山町539番地 |
| 〃 | 長 崎 純 一 | 同 所875番地 |
| 〃 | 久 木 宏 明 | 同 市太堂町239番地 |
| 〃 | 岸 田 源 一 | 同 市楡町451番地 |
| 監 事 | 上 杉 茂 | 同 市八坂町942番地 |
| 〃 | 辻 明 | 同 市甘呂町1043番地 |
| 〃 | 寺 篤 正 己 | 同 市日夏町2097番地 |
| 〃 | 田 中 金 二 | 同 市清崎町1756番地 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------------|------------------|
| 理 事 | 近 藤 清 和 | 彦根市八坂町1526番地 |
| 〃 | 疋 田 進 | 同 市須越町711番地 |
| 〃 | 川 崎 定 徳 | 同 所731番地 |
| 〃 | 尾 本 博 | 同 市開出今町245番地 |
| 〃 | 吉 田 芳 久 | 同 市甘呂町1056番地 |
| 〃 | 吉 田 友 彦 | 同 所894番地 |
| 〃 | 中 篤 孝 雄 | 同 市日夏町928番地 |
| 〃 | 大 菅 素 行 | 同 所1532番地の1 |
| 〃 | 古 川 与 志 継 | 同 所3097番地 |
| 〃 | 森 安 正 | 同 市清崎町743番地の4 |
| 〃 | 田 中 勝 | 同 市賀田山町71番地 |
| 〃 | 久 木 宏 明 | 同 市太堂町239番地 |
| 〃 | 岸 田 源 一 | 同 市楡町451番地 |
| 監 事 | 上 杉 茂 | 同 市八坂町942番地 |
| 〃 | 吉 田 勝 司 | 同 市甘呂町891番地 |
| 〃 | 西 澤 悦 男 | 同 市日夏町3906番地 |
| 〃 | 長 崎 純 一 | 同 市賀田山町875番地 |

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、天の川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 杉 本 晃

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------------|--------------|
| 理 事 | 北 川 峰 男 | 米原市多和田1445番地 |
| 〃 | 原 田 喜 春 | 同 市能登瀬1044番地 |
| 〃 | 長 野 義 典 | 同 市日光寺569番地 |
| 〃 | 木 田 勝 幸 | 同 市寺倉317番地 |
| 〃 | 田 邊 和 雄 | 同 市新庄351番地 |
| 〃 | 西 野 敏 夫 | 同 市箕浦121番地1 |
| 〃 | 小 路 康 樹 | 同 市西円寺618番地 |
| 〃 | 久 保 田 則 彦 | 同 市岩脇664番地 |

| | | |
|-----|-----------|---------------|
| 〃 | 森 嘉 信 | 同 市舟崎245番地 |
| 〃 | 粕 淵 忠 雄 | 同 市顔戸731番地 |
| 〃 | 高 橋 勘 太 郎 | 同 市長沢883番地 |
| 〃 | 北 村 新 一 郎 | 同 市宇賀野861番地 8 |
| 〃 | 吉 用 敏 明 | 同 市飯540番地 1 |
| 〃 | 土 川 義 一 | 同 市世継838番地 |
| 〃 | 増 田 巧 | 同 市下多良370番地 |
| 〃 | 成 宮 護 | 同 市中多良339番地 |
| 〃 | 飛 戸 利 勝 | 同 市上多良285番地 |
| 〃 | 川 崎 光 幸 | 同 市朝妻筑摩1393番地 |
| 〃 | 田 邊 与 一 郎 | 同 所1595番地 |
| 〃 | 澤 仁 史 | 同 市河南427番地 |
| 〃 | 宮 川 喜 代 蔵 | 同 市番場747番地 |
| 〃 | 能 勢 健 司 | 同 市枝折653番地 |
| 〃 | 平 尾 道 雄 | 同 市堂谷249番地 |
| 監 事 | 粕 淵 宏 昭 | 同 市高溝18番地 |
| 〃 | 西 村 清 男 | 同 市樋口17番地 2 |
| 〃 | 北 川 茂 行 | 同 市下丹生723番地 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|---------------|
| 理 事 | 北 川 峰 男 | 米原市多和田1445番地 |
| 〃 | 原 田 喜 春 | 同 市能登瀬1044番地 |
| 〃 | 大 林 洋 一 | 同 市日光寺640番地 1 |
| 〃 | 廣 田 吉 徳 | 同 市寺倉319番地 |
| 〃 | 堤 二 美 生 | 同 市新庄492番地 |
| 〃 | 北 沢 紀 幸 | 同 市顔戸433番地 3 |
| 〃 | 吉 田 正 弘 | 同 市西円寺682番地 |
| 〃 | 中 田 住 久 | 同 市岩脇1147番地 1 |
| 〃 | 森 嘉 信 | 同 市舟崎245番地 |
| 〃 | 粕 淵 宏 昭 | 同 市高溝18番地 |
| 〃 | 須 藤 正 明 | 同 市顔戸1099番地 |
| 〃 | 田 邊 良 和 | 同 市長沢868番地 |
| 〃 | 増 田 義 夫 | 同 市宇賀野557番地 |
| 〃 | 土 川 義 一 | 同 市世継838番地 |
| 〃 | 谷 利 正 博 | 同 市下多良337番地 |
| 〃 | 寺 村 秀 美 | 同 市中多良393番地 |
| 〃 | 飛 戸 利 勝 | 同 市上多良285番地 |
| 〃 | 古 川 太 郎 | 同 市朝妻筑摩1566番地 |
| 〃 | 笹 木 照 一 | 同 所1714番地 2 |
| 〃 | 前 川 喜 代 彦 | 同 市枝折676番地 |
| 〃 | 間 惣 正 義 | 同 市河南533番地 |
| 〃 | 北 川 重 和 | 同 市樋口450番地 |
| 〃 | 平 尾 道 雄 | 同 市堂谷249番地 |
| 監 事 | 日 比 繁 樹 | 同 市飯554番地 1 |
| 〃 | 松 永 秀 一 | 同 市番場715番地 |
| 〃 | 山 口 康 成 | 同 市下丹生696番地 |

 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大供土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 峯 憲一郎

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-----------|---------|---------------|
| 理 事 | 山 田 藤 一 | 高島市今津町大供42番地1 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-----------|---------|-------------|
| 理 事 | 古 我 武 史 | 高島市今津町大供6番地 |

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、御園東部土地改良区の定款の変更は、令和3年4月7日に認可した。

令和3年4月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、豊郷町土地改良区の定款の変更は、令和3年4月6日に認可した。

令和3年4月16日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 近 藤 篤

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、彦根市南部土地改良区の定款の変更は、令和3年4月8日に認可した。

令和3年4月16日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 近 藤 篤

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、姉川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和3年4月9日に認可した。

令和3年4月16日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 杉 本 晃

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鴨川流域土地改良区の定款の変更は、令和3年4月1日に認可した。

令和3年4月16日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 峯 憲一郎